

(第7号の1様式)

松山市入札監視委員会 議事概要 (定例会議)

(期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日)

開催日時及び場所	令和7年7月24日(木) 午後2時00分から	
出席委員の氏名及び職業	泉 日出男 (愛媛大学 法文学部 教授) 小浦 佳子 (小浦社会保険労務士事務所 社会保険労務士) 木下 尚樹 (愛媛大学 大学院理工学研究科 教授) 武田 涼子 (税理士法人新玉税理士事務所 税理士) 但馬 基由 (西日本建設業保証株式会社 愛媛支店 支店長)	
抽出案件	総件数 4 件	
一般競争入札	1 件	(備考) 抽出の考え方 ・入札契約方法別に無作為に案件を抽出。小浦委員が案件抽出。
指名競争入札	2 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、入札契約過程に問題は認められず、委員からの意見具申なし。	

意見・質問	回答
<p>議題2 市発注建設工事の抽出案件の審議について</p> <p>【一般競争入札】</p> <p>松山中央公園多目的競技場東棟増築空調工事</p> <p>・入札を行った結果、請負代金額が3,000万円以下となったので、B等級の業者が入札に参加ができるという余地はなかったのでしょうか。</p> <p>・辞退の場合は、入札意思があると言った後、結局入札しなかったという理解でよろしいのでしょうか。</p> <p>・6者失格となっていますが、どういう理由で失格になっているのでしょうか。</p> <p>・ランダム係数は事後で公開されているのでしょうか。</p> <p>・最低制限基準価格はどのように金額の設定をされるのでしょうか。 また、最低制限基準価格は予定価格とは連動はしないのでしょうか。</p> <p>・辞退や失格が多いように思いますが、元々の価格をもう少し低い金額で設定できなかったのでしょうか。</p>	<p>・設計金額を基に入札参加資格の条件を設定しています。本案件は設計金額が3,000万円を超えているため、A等級のみの設定としています。</p> <p>・入札の参加申請は行ったものの、期間内に入札を行わなかったため、辞退ということになっています。</p> <p>・6者とも最低制限価格を下回って失格になっています。</p> <p>・開札日当日にランダム係数を決定し、決定後はすぐにホームページと契約課の閲覧室で公開しています。</p> <p>・直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、その他費用の合計が予定価格になります。それぞれの項目ごとに中央公契連が定めた算定率を掛け、合計したものが最低制限基準価格になります。</p> <p>・積算基準をもとに適正に設計した金額であり、また、ダンピング受注の防止を目的に最低制限価格を設定しています。 このため、失格のラインは出てくることになります。</p>

【指名競争入札】

施設 6 支管 2 8 号配水管布設替工事 (平田町ほか)

・今回の案件は全ランクから指名ができるということで近隣の業者から指名したとのことですが、近隣というのはどのあたりまでとか半径何メートルとか、選定方法を教えてください。

・実際指名できる業者が 17 者あって 17 者全て指名したのか、本当はもっとあって 17 者の指名なのかを教えてください。

・今回の案件は、指名数が 5 者以上あればいいということですが、実際は 17 者指名しています。競争性を図るためということですが、このぐらいの工事の場合は例えば大体 3 倍以上の業者を指名しているのか、他の場合でも通常どれぐらいを指名しているのか教えてください。

浮穴公民館・浮穴支所照明器具 LED 改修工事

・8 者指名して 4 者辞退になっており、5 者の指名数を下回っている状況になりますが、もう少し多めに指名できたのではないのでしょうか。

・A ランクから C ランクまで指名できその中から指名したとあるのと、電気工事の登録がありということから 8 者指名したとありますが、実際指名した業者は A ランクと B ラ

・その施工場所の近隣地区に施工可能な業者がどれだけいるか、競争性が確保できるような地区範囲を広げて設定しており、半径何メートルということを選定していません。

・施工地区に施工可能な業者がいれば全て指名しています。

・本案件の入札日が令和 7 年 1 月 30 日ですが、年度初めに発注した場合とこの時期に発注した場合とでは、業者の手持ちの状況等により辞退も増えてくる傾向にあります。そのため、その年度の同じ業種の入札状況等を踏まえながら、業者数が確保できるように指名しています。

・直近の入札状況等を見て指名業者数を判断しますが、指名時点では十分競争性を確保できると見込み、8 者指名しています。なお、半分の 4 者が辞退したことなど、この結果を受けて今後の発注案件等は指名業者数を考慮することになります。

・この地区に C ランクの業者はいませんでした。

<p>ンクだけになっていますが、設定地区の中にCランクの業者はなかったということでしょうか。</p>	
<p>【随意契約】 南クリーンセンター焼却設備補修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積執行表に見積もり金額1回目2回目と金額があるのですが、1回目と2回目が発生した経緯や理由を教えてください。 ・今回南クリーンセンターの焼却設備の随意契約ということで、専門的な会社でなければできないと思われませんが、センターを設置したときから補修の随意契約が発生すると見込んでの当初からの契約ということになるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約は予定価格を非公表としています。1回目の金額交渉では予定価格を下回っておらず、2回目の交渉で予定価格を下回りましたので決定しました。 ・特殊な施設の設備であるため、補修工事等について随意契約を見込むことはあると思います。
<p>議題3 入札参加資格停止及び苦情（再苦情）申立ての状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格停止等の期間の開始日はどのように決められているのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・停止措置を講じるための事由の確認ができて内部の意思決定ができた後、準備が整い次第、停止を行っています。事務処理等が完了し業者に通知して、それからの一月であるとか、何ヶ月という期間を停止期間としています。